

令和3年度 業界団体等運営支援事業・事業概要

盛岡市の緊急経済対策第7弾の中で、中小企業組合等が取り組むコロナ対策についても支援が行われることとなりました。盛岡市が岩手県中小企業団体中央会（中央会）に補助金を交付し、それをもとに中央会が対象事業を行った中小企業組合等に対して助成を行います。

■助成の対象となる団体

- ・盛岡市に所在し現に活動している中小企業組合等で、今後も継続して活動することが見込まれる団体（中央会への加入有無は問いません。）

（※ 令和3年4月1日時点で、登記上の主たる事務所住所が盛岡市内であること）

■助成の対象となる事業・経費

- ・中小企業組合等が行う感染症予防対策に係る経費（構成員のための予防対策も含む）
- ・構成員の売上減少緩和等に係る取り組み経費…など

（※）感染症予防対策や売上減少の影響緩和のために必要と思われる取り組みを広く対象とし、対象となる期間についても4月に遡って、令和3年4月1日～12月31日までにを行ったもの（12月31日までに支払った経費）を助成の対象とします。

（※）助成の上限額の範囲内であれば、複数の取り組みを合わせても構いません。

<取り組みの例>

- ・構成員にマスク〇箱とアルコール消毒液〇本、非接触体温計〇本を配布した。
- ・組合事務所に飛沫防止用のアクリル板を設置した。
- ・コロナ対策に関する共通ステッカーを作り、構成員に配布した。
- ・売上減少に歯止めをかけるために勉強会を開催した。
- ・イベントを開催し、その際の感染症予防対策費用に充当した。

（※）注意喚起のための看板代、スタッフ用のフェイスシールド、来場者用のマスク・アルコール消毒液購入費、入場規制や混雑緩和に係る備品費や警備費など、感染症対策のために必要な経費のみ対象とします。

（※）実施に係る一般的な費用（出演者への謝金、広告宣伝費、道路使用許可、保険料など）は、原則対象外となります（会費減免により事業費が不足する場合を除く）

【会費を減免した場合】

- ・本年度の会費を減免したことで、例年行っている事業活動（団体で行っている定期的な活動）に影響が及ぶことから、その費用（事業費）に充当した。

（※）減免分を全額補填するものではありません。減免したことにより組合の共同事業経費が不足する場合に、減免した額の範囲内で補填するものです。

（※）総会資料の事業計画などに明記されている事業に係る費用（事業費）を対象としますが、役員に対する報酬的なもの（清掃や水やりへの謝金など）、一般的な「事務費」（消耗品の購入や負担金、慶弔費、振込手数料など）への充当は対象となりません。

<対象外経費の例>

- ・感染症対策と関係のない消耗品、耐久消費財の購入
- ・飲食に係る費用（食材の購入、会合時の懇親会費用など）
- ・景品の購入（イベント時の抽選景品など）、現金の給付、金券の発行 …など
- ・金融機関への振込手数料（支払時に振込手数料を受取人が負担している場合にも対象になりません）

■経費支出に係る注意点

- ・支払いの方法は、原則「現金支払い」または「振込」のみとします。各種ポイントやギフトカード、電子マネー等による購入は認められません。（やむを得ずクレジットカードを用いる場合でもポイントは使用しないでください。また、事業実施期間内に購入代金の引落しが済んでいることが必要です。）
- ・原則、団体名の領収書をもらってください。やむを得ず団体構成員が立て替えて物品等を購入したことにより、構成員名の領収書しかない場合は、その領収書のほか、立替払いをした構成員に対して団体が立替金額を支払ったことがわかる領収書（立替者の押印要）を合わせて添付してください。

（例）〇〇組合の構成員Aが立替払いをした場合

A様
¥10,000円
マスク代受領しました
R3.6.15 ▲▲薬局

〇〇組合様
¥10,000円
マスク代(立替分)受領しました
R3.7.30 A

■助成率（補助率）：10/10

- ・「税抜額」への助成となります。また、最終的に助成される額は、実施した各事業の税抜額を合計した金額から1,000円未満を切捨てた額となります（※消費税分と1,000円未満の切捨て分は、申請団体の負担となります）。
- ・国・県・市の他補助金や助成金と対象経費が重複した申請はできません。

■助成額の上限：①、②のいずれか低い方を上限とします。

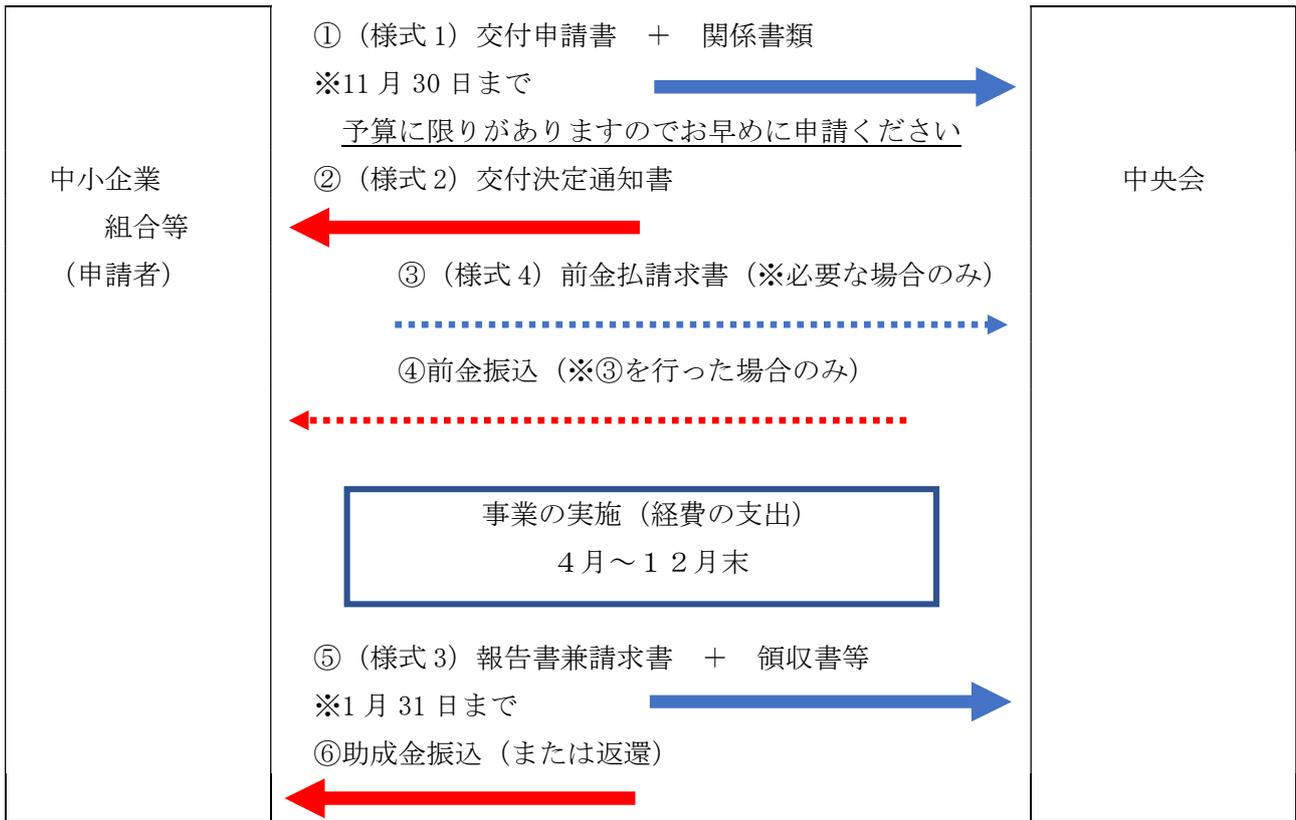
- | |
|--|
| ①「定額100,000円」＋「組合員数割分」（20,000円×「組合員数」） |
| ②100万円 |

※①「組合員数割分」の計算に係る「組合員数」は、「正規の組合員」のうち「盛岡市内で現に事業を行っている中小企業者」の数（交付申請日時点の数）とします。

「組合員数」に含まないもの

- ・盛岡市外に所在する事業者
- ・賛助会員等や一般個人（勤労者、学生、主婦等）、町内会など
- ・大企業の本支店・支社
- ・銀行、郵便局

■申請・助成の流れ



●事業内容や必要経費を検討し、「① (様式 1) 交付申請書」 + 「関係書類」を提出

↓

●中央会から「② (様式 2) 交付決定通知書」を送付

↓

↓

↓

↓

(※) 自己資金だけでは事業の実施が難しく、事前に前金払が必要な場合は、早めに交付申請を行い、決定通知を受領後に「③ (様式 4) 前金払請求書」を提出してください (提出後、支払いまでは2週間程度かかります)

●事業の実施 (4月に遡り可。12月31日までに支払いを終えること (クレジットカード払いの場合は、事業実施期間内に購入代金の引落しが済んでいること) が必要です)

↓

●事業が終了した段階 (全ての支出が終了した段階) で、

「⑤ (様式 3) 報告書兼請求書」 + 「証拠書類 (領収書等)」を提出

(最終提出期限は1月31日ですが、事業が終了した段階で提出して構いません。提出されたものから順に助成金の振込を行います)

↓

●助成金振込 (※前金の受領がある場合は、差額振込または差額返還)

申請にあたっての注意点

<①（様式1）交付申請書>について

- 交付申請書とあわせて、下記の書類を提出してください。

①団体の概要がわかる書類

- 「法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し」 + 「令和3年度総会資料の写し」

※法人登記簿は、交付申請日から3か月以内のもの（3か月以内に登記事項に変更がある場合は、最新のもの）

②組合員名簿

- 交付申請日時点のもので、交付申請額の組合員数割の対象になる事業者の「事業者名」「住所」を記載したもの（組合員数に含まない事業者→事業概要参照）

③その他会長が必要と認める書類

- 会費減免により事業費への充当を予定している場合

…減免を決定した議事録（もしくは通知した文書）

+ 個別の減免額および減免した総額がわかる一覧表など

- 事業計画に記載する事業・支出予定額は、申請時点の予定・見込みで構いませんが、消費税は助成対象外となります。交付申請額は「税抜き」の金額で積算してください。なお、交付申請額は上限の範囲内で団体が必要とする額で構いません。

- 盛岡市商店街連合会に加入している事業協同組合及び商店街振興組合は、盛岡市商店街連合会へ申請してください。

<②（様式2）交付決定通知書>について

- 交付決定通知書は、申請団体が必要とする金額について了承した旨を通知するものであり、振込みを行う旨の連絡ではありません。原則、助成金の支払いは、全ての事業（支出）を終え、「（様式3）完了報告書兼請求書」と証拠書類を提出した後になります。

- 最終的には「交付決定額」と「かかった経費（支出合計額／税抜き）」のいずれか低い額が助成されることとなります。

・ 交付決定額 ≤ かかった経費…交付決定額を助成（超過分は自己負担）

・ 交付決定額 > かかった経費…かかった経費の額を助成

<③前金払請求書>について

- 団体で一時的に費用を立て替えることが難しい場合、交付決定通知書に記載された交付決定額の範囲内で前金払を請求できます。

- 最終的にかかった経費が前金払で受領した額を上回らなかった場合は、その差額を返還してもらうこととなります。団体でも費用の一部立替が可能な場合は、それを踏まえて必要な金額（確実に使いきれそうな額）を精査してください。

<④前金払>について

●前金払請求後、支払いまでは2週間程度かかります。前金払を見越して物品を購入する場合は、支払い期限に留意してください。

<⑤（様式3）完了報告書兼請求書>について

●支出実績額は「税抜き」で記載し、支出した費用に係る証拠書類（請求書・納品書・領収書等）の写しを添付してください。

<経費支出（物品購入等）に関する注意点>

●宛名や日付のない領収書・レシートは証拠書類となりません。

●原則、領収書については、団体名のものをもらってください。やむを得ず団体の構成員が立替払いをしたことにより構成員名の領収書しかない場合は、下記の2つの領収書が必要です。

（※参照：事業概要 P2 の領収書例）

(1) 構成員名の領収書（販売先から構成員あての領収書）

(2) 構成員に対して団体が立替分を支払ったことがわかる領収書（構成員から団体あての領収書）

●領収書だけでは、購入商品や購入数がわからない場合は、レシートや納品書などを一緒に添付してください。

●支出の方法は、原則「現金支払い」または「振込」のみとします。各種ポイントやギフトカード、電子マネー等による購入は認められません。（やむを得ずクレジットカードを用いる場合でもポイントは使用しないでください）

<その他>

●マスク等の消耗品の購入については、令和3年度内で使いきれの個数・量を目安にしてください。

●原則、（既存・新規にかかわらず、）イベントに係る費用で充当できるのは、実施に係る感染症予防対策費用のみとなります。ただし、会費を減免したことにより、イベントそのものの実行資金が不足するような場合に限り、予防対策費用以外の経費にも充当することができます。

●組合員数は助成の上限額を算定するためのものであり、実施する事業はその者（数）に限定するものではありません。団体の全組合員を対象に実施していただいて構いません。

●予算に限りがありますのでお早めの申請をお願いします。

●不明な点があれば、物品等を購入する前に事務局にご連絡ください。

●申請書類は岩手県中小企業団体中央会のホームページ内に掲示しております。

URL : <https://www.ginga.or.jp/>

■問い合わせ先（申請書等送付先）

岩手県中小企業団体中央会 TEL : 019-624-1363

お問合せの際は「盛岡市のコロナ補助金の件」とお伝え
ください。

〒020-0878 盛岡市肴町4-5 カガヤ肴町ビル2階